社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第5回）

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、女性が活躍し、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1.計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの 3年間

2.内 容

目標1 ： 有給休暇取得率の向上

【 対策 】

○ 令和5年4月1日～ 有給休暇取得率を1.5%向上する

○ 期中随時 就業管理システムを活用し管理職への有給休暇取得促進の啓発を促す。
管理職から各個人への有給休暇取得啓発を徹底して行う。

○ 四半期毎 有給休暇取得の現状を管理職へ周知する。

目標2 ： 時間外勤務の削減

【 対策 】

○ 令和5年4月1日～ 就業管理システムを活用し、時間外勤務の状況を把握する。

○ 期中随時 事業所・個人単位での時間外勤務内容を洗い出し、管理職を通じ時間外を削減し、職員が個人の時間を有効に活用できるよう図る。

目標3 ： ハラスメント防止啓発活動を毎年1回行う

【 対策 】

○ 毎年1回 ハラスメント防止研修を行い、誰もが安心できる環境整備を行う。
業務・職場内風土の聴き取り調査を行う。

目標4 ： 出産後も不安なく職場復帰することができる

【 対策 】

○ 令和5年4月1日～ 管理職、事業責任者に対して「育児短時間勤務」についての研修を行い、短時間勤務制度についての職場理解を図る。

○ 期中随時 復職後の職場イメージができるよう育児休業取得者に定期的な面談を行う。（3ヶ月毎）